

# 公益財団法人 ぐんまYMCA定款

## 第1章 総則

### (名称)

- 第1条 この法人は、公益財団法人ぐんまYMCAと称する。  
2 英文表記は、Gunma Young Men's Christian Association と称する。

### (事務所)

- 第2条 この法人は、主たる事務所を群馬県前橋市に置く。  
2 この法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な地に置くことができる。

### (目的)

- 第3条 この法人は、キリスト教精神に基づき、青少年等の心身の健全な成長を図るとともに奉仕の精神を養い、もって民主的社会の発展と世界の平和に寄与することを目的とする。

### (目的を同じくする団体)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、使命を同じくする全国のYMCA及びそれらで構成する日本YMCA同盟と協働の関係を保持し、アジア・太平洋YMCA同盟並びに世界YMCA同盟に連なり、協力関係を構築する。

### (規律)

- 第5条 この法人は、別に定める自主行動基準（倫理規定）の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

### (事業)

- 第6条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 教育、スポーツ等を通じて人々の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
  - (2) 乳幼児・児童又は青少年の健全な育成と子育て支援等支援者の支援を目的とする事業
  - (3) 国際相互理解教育や国際協力を促進し、国際交流のコミュニケーション能力育成を目的とする事業
  - (4) 生涯教育の場を提供し、豊かな学びと教養を得ることを目的とする事業
  - (5) 地域社会の健全な発展を目的とする事業
  - (6) 社会奉仕活動を実施することを目的とする事業
  - (7) 障がい者及び高齢者の健康や福祉を増進することを目的とする事業
  - (8) 自然環境の中で、野外・環境教育を伴う宿泊体験学習と余暇を豊かなものとすることを目的とする事業

(9) その他目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、群馬県において行うものとする。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第2章 財産及び会計

(財産の管理・運用)

第8条 この法人の財産の管理・運用は理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書及び資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、理事長が作成し、理事会の承認を得て、毎事業年度開始日の前日までに評議員会の決議を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 第1項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 この法人は定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第11条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の承認を得て、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の議決権の3分の2以上の決議を得なければならない。

- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を得なければならない。

(会計の原則)

第12条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人会計の慣行に従うものとする。

### 第3章 評議員及び評議員会

#### 第1節 評議員

(評議員)

第13条 この法人に、評議員3名以上5名以内を置く。

- 2 評議員のうち、1名を評議員会会長、1名以内を評議員会副会長に互選する。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ) 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ) 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ) 当該評議員の使用人

ニ) ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ) ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ) ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ) 理事

ロ) 使用人

ハ) 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人に定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ) 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共

同利用機関法人

- ⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（権限）

第 15 条 評議員は評議員会を構成し、法令及び第 18 条第 2 項及び第 3 項に規定する事項を決議する。

（任期）

第 16 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第 15 条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

第 17 条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

## 第 2 節 評議員会

（評議員会）

第 18 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）に規定する事項及びこの定款に定める事項を決議する。

3 評議員会は次の事項を決議する。

- (1) 評議員及び役員を選任及び解任
- (2) 役員等の報酬等及び費用弁償
- (3) 評議員の費用弁償
- (4) 定款の変更
- (5) 定款施行規程の制定、変更及び廃止
- (6) 各事業年度の事業計画及び予算
- (7) 各事業年度の事業報告及び決算報告
- (8) 長期借入金及び担保の提供
- (9) 重要な財産の処分及び譲受け
- (10) 解散
- (11) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止

- (12) 公益目的取得財産残額に相当する額の財産贈与及び残余財産の処分
  - (13) 理事会において評議員会に付議した事項
  - (14) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 4 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第21条第1項の書面に記載した目的以外の項目は、議決することができない。

(種類及び開催)

- 第19条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。
- 2 定時評議員会は、毎年1回開催し、毎年事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
  - 3 臨時評議員会は、いつでも招集することができる。

(招集)

- 第20条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。
- 2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
  - 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

- 第21条 理事長は評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、評議員会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。
- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催できる。
  - 3 理事長は、第1項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

(議長)

- 第22条 評議員会の議長は、評議員会会長がこれに当たる。
- 2 評議員会の副議長は、評議員会副会長がこれに当たる。
  - 3 評議員会副議長は、評議員会議長が欠けるときは、その議長役に当たる。

(定足数)

- 第23条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

- 第24条 評議員会の議事は、法人法第189条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。
- 2 前項前段の場合において、議長は、評議員として表決に加わることができない。

(決議の省略)

第25条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第26条 理事が、評議員会の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第27条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。  
2 議事録には、出席した議長及び当該会議で選出された評議員2名が記名押印する。

(評議員会規程)

第28条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規程による。

## 第4章 役員及び理事会

### 第1節 役員等

(種類及び定数)

第29条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上5名以内
- (2) 監事1名

- 2 理事のうち1名を理事長とし、2名以内を常務理事とすることができる。
- 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第30条 理事及び監事は評議員会において選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議をもって理事の中から選定する。
- 3 監事はこの法人の理事又は職員を兼ねることはできない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計

数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

第31条 理事は理事会を構成し、この定款に定めるところによりこの法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長はこの法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第32条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求のあった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事が、この法人の目的範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第33条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、第29条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第34条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会において解任することができる。ただし、決議に加わることができる評議員の議決権の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第35条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には、報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

(取引の制限)

第36条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取引については、第48条に定める理事会規則によるものとする。

(責任の免除)

第37条 この法人は、役員が法人法第198条において準用する第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、理事会の決議によって、外部役員が法人法第198条において準用する第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金100,000円以上であらかじめ定められた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第2節 理事会

(理事会の構成)

第38条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第39条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定



- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
  - (3) 前2号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
  - (4) 理事の職務執行の監督
  - (5) 理事長及び常務理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な職員の選任及び解任
  - (2) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (3) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）
  - (4) 第37条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の結締

(種類及び開催)

第40条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度4回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事長以外の理事から理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
  - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
  - (4) 第32条第1項第6号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

- 第41条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第4号後段により監事が招集する場合を除く。
- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第42条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第43条 理事会は、理事現在数の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第44条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるもののほか、特別の利害関係を有する理事

を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事として表決に加わることはできない。

(決議等の省略)

第45条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(報告の省略)

第46条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は第31条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第47条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事が記名押印する。

(理事会規則)

第48条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第5章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第49条 この定款は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の議決権の3分の2以上の決議を得て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的、第4条に規定する目的を同じくする団体、第5条に規定する規律、第6条に規定する事業、第16条に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第52条に規定する公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を除く。

2 前項にかかわらず、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の議決権の4分の3以上の議決を得て、第3条に規定する目的、第4条に規定する目的を同じくする団体、第5条に規定する規律、第6条に規定する事業並びに第16条に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第50条 この法人は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の議決権の3分の2以上の決議により、他の法人法上の法人との合併・事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、法人法第202条第1項の第2号を除く各号、第2項及び第3項に規定する事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第52条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消の日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、評議員会の決議により認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産等の処分)

第53条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、評議員会の決議により認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第6章 委員会

(委員会)

第54条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、有識者・学識経験者等のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第7章 事務局

(設置等)

第55条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第56条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えおかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 認定、認可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員等の報酬規程
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
- (9) 監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧等については、法令の定めによるとともに、第58条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

## 第8章 会 員

(会員)

第57条 この法人の目的に賛同し、会費を支払い、後援する個人を維持会員とし、法人及び団体を賛助会員とする。

2 維持会員及び賛助会員に関する規程は、理事会の決議により、別に定める。

## 第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第58条 この法人は公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第59条 この法人は業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議を得て、別に定める。

(公告)

第60条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆に見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第11章 補足

(委任)

第61条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の登記の日に就任する最初の理事長は、次に掲げる者とする。

理事長 西 基和

(2012年11月27日 理事会議決、常議員会議決)

以上

